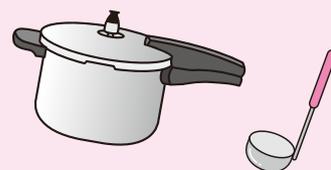


# 調理師の皆様へ!



働いている調理師は、  
『調理師業務従事者届』を提出することが  
調理師法で義務づけられています。

近年、国民の食生活においては、外食の機会が増えており、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様方が国民の食生活に果たす役割はますます重要になってきました。

このため、調理師の資質の向上を目的とする各種事業が円滑に実施できるよう、働いている調理師は「就業届」を出すことが義務づけられています。

☆届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・ 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・ 飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

☆平成26年12月31日現在の状況を書き込んで、**平成27年1月15日まで**に 社団法人北海道全調理師会稚内支部又は北海道宗谷総合振興局保健環境部(稚内保健所)に届け出てください。

## 【問い合わせ先 / 届出提出先】

◎社団法人北海道全調理師会稚内支部事務局

所在地：稚内市中央2丁目5番10号香蘭ビル5階 電話：0162-23-2401

◎北海道宗谷総合振興局保健環境部保健行政室(北海道稚内保健所)

子ども・健康推進課健康増進係

所在地：稚内市末広4丁目2番27号 電話：0162-33-2990

◎北海道宗谷総合振興局保健環境部(北海道稚内保健所)浜頓別地域保健支所

所在地：枝幸郡浜頓別町中央北3番地 電話：01634-2-0190

◎北海道宗谷総合振興局保健環境部(北海道稚内保健所)利尻地域保健支所

所在地：利尻郡利尻町杓形字日の出町 電話：0163-84-2247

## 「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集している。同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としている。

費用は、参加費として9万円。5年を経過した方(平成20年以前参加者)は2回目の応募ができる。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局 電話03-3261-5521までお願いいたします。

お申し込みは、北海道連合遺族会へご連絡ください。(北海道連合遺族会 電話0166-51-1040)

<実施地域> (広域地域) 中国 (2/5 締切)